

## BCM ニュース <2016 No.2>

### 国土強靱化貢献団体認証制度（レジリエンス認証）とは

#### 0. はじめに

2016年4月、BCM（Business Continuity Management；事業継続マネジメント）に関係する新しい第三者認証制度がスタートしました。内閣官房国土強靱化推進室（以下「推進室」といいます）が創設した「国土強靱化貢献団体認証制度（以下「レジリエンス認証」といいます）」です。国土強靱化の趣旨に賛同し、自助（事業継続）への取組を積極的に行っている企業等の事業者等を「国土強靱化貢献団体」として認証する制度で、一般社団法人レジリエンスジャパン推進協議会（以下「協議会」といいます）が、制度運営の中心的役割を担う認証組織として、制度を推進しています。

本稿では、2016年6月30日に第1回申請が締め切られたレジリエンス認証についてご紹介します。

#### 1. 概要

レジリエンス認証は、基準認証・マーク付与制度です。推進室が定めた「国土強靱化貢献団体の認証に関するガイドライン」（2016年2月；改訂2016年4月、以下「ガイドライン」といいます）に基づく国内の組織認証制度で、認証を希望する企業等の事業者等が、申請によって第三者認証を受ける任意制度となります。

創設に至る背景を含めた制度の概要は、下記のとおりです。

##### （1）制度創設の背景

レジリエンス認証は、国土強靱化担当大臣の諮問機関である有識者会議「ナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会」の下部組織「国土強靱化に資する民間の取組促進ワーキンググループ」にて、2015年度に集中的に検討されてできた制度です。上記の会議体はともに、2013年12月に成立した「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に関する総合的な施策のあり方について有識者の意見を聴くことを目的として設置されました。

国土強靱化には、国家的危機があるという認識と、それに対する国家的な強靱性の確保という意味合いが色濃く反映されています。この国家的危機のうち、喫緊の対応を迫られているのが巨大地震等の自然災害であり、国家レベルで巨大地震等の自然災害による致命傷を回避し、機能を迅速に回復することを、国家の危機管理のプロジェクトとして実行することが国土強靱化であるとされています。

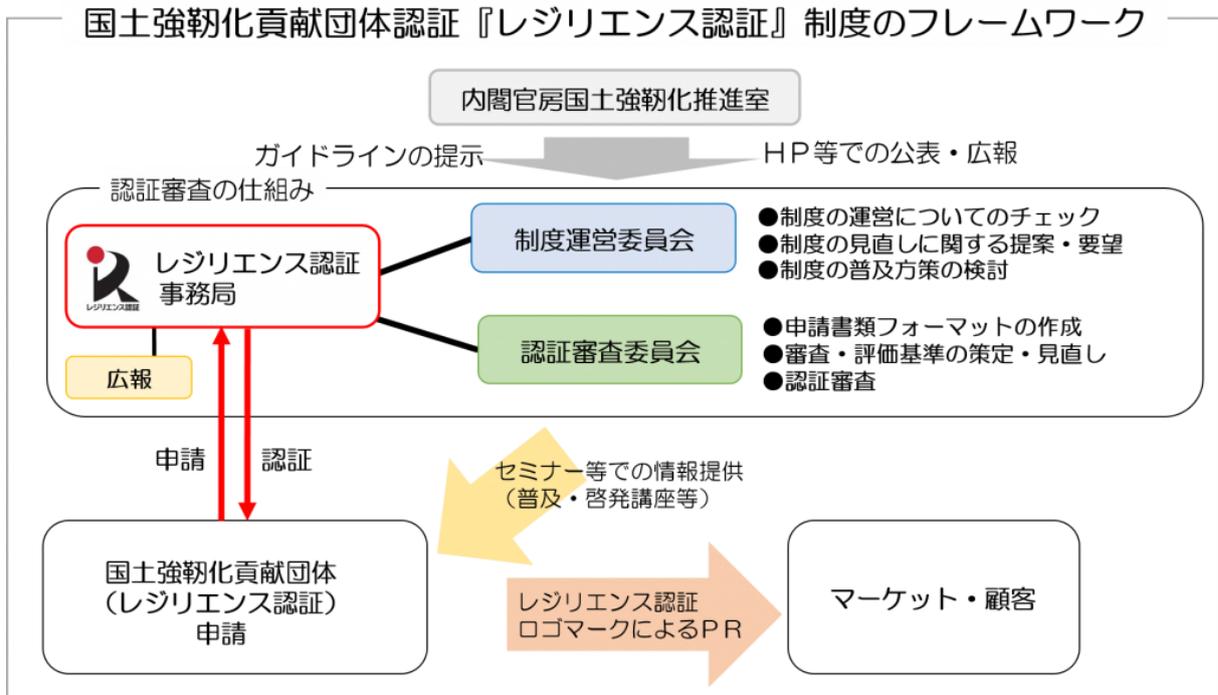
この国土強靱化の推進においては、国、地方公共団体のみならず、民間の自主的かつ主体的な取組を促進させることが極めて重要であるというのが国の方針です。大規模な自然災害への対処に際しては公助のみでは明らかに限界があり、自助・共助がなければ避難も復興も不可能だからです。また、災害が起きてしまった場合だけではなく、事前防災のあらゆる側面においても社会全体で取り組むのでなければいざという時に十分な効果は期待できません。そこで、民間の自助のうち、最も重要とされる事業継続の取り組みを評価することによって、国内企業の99%超を占める中小企業をはじめとした事業者等の自助への取り組みを促進し、国民運動としての国土強靱化のすそ野を広げることを目的とした制度、レジリエンス認証が創設されました。

##### （2）制度のフレームワーク

レジリエンス認証は国のガイドラインに基づく制度ですが、審査及びマーク付与を含めた認証事務については、「認証組織」と呼ばれる第三者機関が担うことがガイドラインで定められています。推進室は、制度運用開始に先立って、協議会を認証組織として公表しました。

推進室及び協議会の役割を含めた、制度全体のフレームワークは図1のとおりです。

【図1 レジリエンス認証のフレームワーク】



(出典：一般社団法人レジリエンスジャパン推進協議会ホームページ)

### (3) 認証を受けるメリット

第三者認証を受けることのメリットは、内的効果及び外的効果に分けられます。これをレジリエンス認証に照らすと、それぞれ次のようなメリットが考えられます。

- 【内的効果】
  - ✓ 第三者認証を受けることによって、自社の自助（事業継続）に関する取り組みの更なる改善へのヒントを得ることが期待できる
  - ✓ 第三者認証を受ける過程において、社員の自覚と改善意欲の醸成、諸課題の共有化が促進される。
- 【外的効果】
  - ✓ 第三者認証を受けることによって、取引先等からの信頼の獲得と向上が図られる
  - ✓ 自社の自助（事業継続）に関する取り組みのPRになる

特に、外的効果については、推進室及び協議会のホームページにて認証を受けた事業所等の名称が公表されること（希望制）、交付を受けたレジリエンス認証のマークを社員の名刺や広告等に付すことによって、自社の事業継続に対する積極的な姿勢を顧客や市場等に対してアピール可能となることが決まっており、メリットとなるでしょう。

その他のインセンティブとしては、公共工事の入札や政府系金融機関からの借り入れなどで優遇することが検討されているとの報道等が、制度開始以来取沙汰されていますので、これらに関係する企業等は、継続して情報収集に努めることが望まれます。

また、一般論として基準認証は、法律や規制等に採用されることによって、任意から強制となる可能性を常にはらんでいますので、併せて注意が必要でしょう。

## 2. 申請にあたっての基礎知識

上述のとおり、レジリエンス認証は任意制度であり、認証を希望する企業等の事業者等は、申請に

よって第三者認証を受けることとなります。申請を検討するにあたって最低限知っておくべき基礎知識を、現在公表されている情報に基づいて下記にまとめましたので、ご参考になさってください。

**(1) 対象となる事業者等**

大企業はもとより、中小企業、学校、病院など、各種の事業者等が申請できます。ただし、評価項目の一部には、過去2年分（最低過去1年以上）の実績を求めるものがあります（後述表2参照）ので注意が必要です。例えば、レジリエンス認証において評価の対象となる自助（事業継続）の取り組みをはじめたばかりの事業者等は、一定の運用期間を経た後に申請することが求められます。

**(2) 認証フローと募集期間**

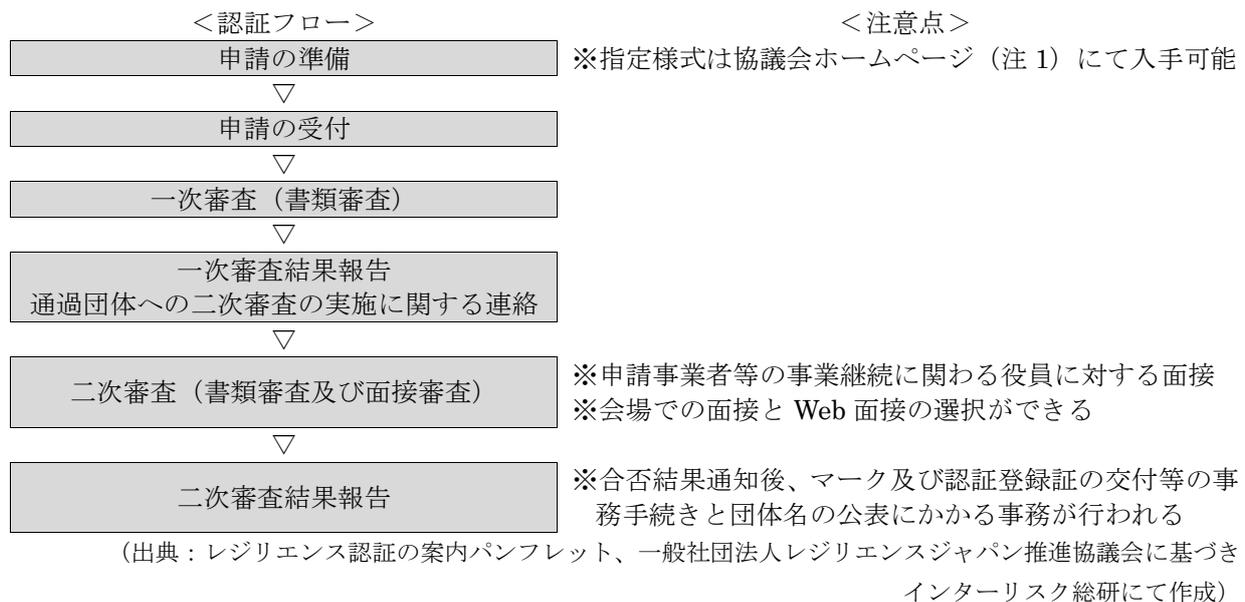
申請から認証までのフローは、図2のとおりです。

2016年度（2016年4月～2017年3月）は、全3回の募集が予定されています（募集期間：①2016年4月18日～6月30日、②2016年9月中旬～10月下旬、③2016年12月上旬～2017年1月下旬）。

（注1）

なお、第1回募集において認証を受けることになった事業者等は、7月下旬に登録手続きに入る予定と公表されています。前述のとおり事業者名は、希望に応じて推進室及び協議会のホームページに公表されますので、顧客や取引先等の動向については、時期をみて確認すると良いでしょう。

【図2 レジリエンス認証の認証フロー】



（注1） <http://www.resilience-jp.org/certification/application/>  
募集期間及び募集要項の詳細等の最新情報は、協議会のホームページをご参照ください。

**(3) 認証の有効期間**

認証は、登録の日から2年間が有効期間となります。また、登録から2年後に更新を希望する事業所等は、更新審査を受けることにより更新できます。更新の場合も、有効期限は2年間となります。

**(4) 申請にかかるコスト**

申請にかかるコストは、審査料及び認証・登録料（2年分）となり、申請を希望する事業者等の従

業員数によって金額が異なります（表1参照）。従業員には、正規社員だけでなく、契約社員・嘱託社員・派遣社員・パートタイマー・アルバイトなどの非正規職員及び常勤の役員も含むことが示されています。従業員数のカウント方法は、申請書類に記載があります。

【表1 レジリエンス認証の審査料および認証登録料（2016年7月1日現在）】

申請団体の従業員数	審査料	認証・登録料（2年分）	合計
30人以下	10,000+消費税	20,000+消費税	30,000+消費税
31人以上～100人以下	30,000+消費税	20,000+消費税	50,000+消費税
101人以上～300人以下	50,000+消費税	20,000+消費税	70,000+消費税
301人以上	80,000+消費税	20,000+消費税	100,000+消費税

（出典：「レジリエンス認証に関する認証・登録実施要領」、一般社団法人レジリエンスジャパン推進協議会）

#### （5）マークの使用について

上述のとおり、レジリエンス認証は組織認証であり、製品認証ではありません。従って、例えば製造業を営む企業が認証を受けても、交付を受けたレジリエンス認証のマークを自社製品に表示することはできませんので注意が必要です。マークを表示できるのは、社員の名刺や広告等、組織認証を示しうる媒体に限られます。

#### （6）適用基準：具体的基準と評価項目

レジリエンス認証の適用基準は、上述の推進室公表のガイドラインに定められています。内閣府が公表した「事業継続ガイドライン—あらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略と対応—」（2013年8月改定）等を踏まえ、前述の有識者会議の審議を経て定められました。

全10項目のうち9項目が自助（事業継続）にかかる項目（表2の黒地に白抜き文字で示した項目）で、BCMが主軸となっています。もうひとつの評価項目は「(10) その他留意事項」として、

- ① 国土強靱化の取組を進め、国土強靱化の取組促進に積極的に協力すること。
- ② 認証組織が行う国土強靱化の推進に関する調査等に協力すること。

が定められており、これを含めた10項目が、レジリエンス認証の具体的基準となります。

なお、実際の申請と審査は、この10の具体的基準に基づいて、協議会内に設置された制度運営委員会及び認証審査委員会の審議を経て設定された、評価項目に基づいて実施されることに注意が必要です。表2にて灰色地と白地に黒字（斜体含む）で示した項目が該当します。

評価項目は、それぞれ「必須事項」と「推奨事項」に分類されています。それぞれの位置付けについては、協議会が公表している「レジリエンス認証 審査項目説明書」に下記の記載があります。

- ✓ 「必須事項」のすべてを満たすことが認証には必要です。
- ✓ 「推奨事項」は、「必須事項」に対する取組み状況を確認する趣旨で審査します。したがって、必須事項に取り組んでいることを合理的に説明することができれば、推奨事項のすべてを満たす必要はありません。また、推奨事項は、現状では取り組んでいなくても、近い将来に取組の計画があること、近い将来に取り組む意思があること等を根拠の代わりに記述すれば、審査において相応に評価します。

（出典：「レジリエンス認証 審査項目説明書」、一般社団法人レジリエンスジャパン推進協議会）

ともすると、必須事項だけ満たしていれば、推奨事項は満たしていなくても良いのではないかと考えがちですが、上記のとおり、推奨事項は必須事項に対する取組み状況を確認する趣旨で審査するという方針が示されているため、できる限り推奨事項に取り組むことが望まれるといえるでしょう。

【表2 レジリエンス認証の具体的基準と評価項目】

評価項目(1) 事業継続に係る方針が策定されていること	
1-1	事業継続方針がBCPに含まれているか。
	<b>必須事項①</b> BCM文書(BCPなど)の事業継続方針を示してください。
	推奨事項② 事業継続方針と関係する団体の経営理念や経営方針があれば示してください。または、この相互の関係に関して簡潔な説明文を示してください。
評価項目(2) 事業継続のための分析・検討がされていること	
2-1	事業影響度分析を実施しているか。
	推奨事項① 事業影響度分析を実施していることがわかる書面等を示してください。
	推奨事項② 事業影響度分析において、評価事項として次の事項が含まれる場合には、それぞれ <input checked="" type="checkbox"/> してください。 <input type="checkbox"/> 利益 <input type="checkbox"/> キャッシュフロー <input type="checkbox"/> 社会的影響
	推奨事項③ 事業影響度分析において、時間経過に関して、次の事項が含まれている場合には、それぞれ <input checked="" type="checkbox"/> してください。 <input type="checkbox"/> 中断時間の長さ <input type="checkbox"/> いつまで復旧しなければならないか
2-2	リスク分析・評価を実施しているか。
	推奨事項④ リスク分析・評価を実施していることが分かる書面等を示してください。
	推奨事項⑤ リスク分析・評価で、主要施設(本拠点または主力事業所など)の被災が前提とされていれば、それが分かる書面等を示してください。
2-3	重要業務の選定がされているか。
	<b>必須事項⑥</b> 重要業務の選定を行っていることが分かる書面等を示してください。
	推奨事項⑦ 重要業務の絞り込みが十分に行われていることが分かる書面等を示してください。
2-4	資源の脆弱性(ボトルネックとなる資源(リソース)など)を把握しているか。
	推奨事項⑧ 選定された重要業務の実施に不可欠な資源(外部の調達先やサプライチェーンを含む。)を把握していることが分かる書面等を示してください。
	推奨事項⑨ 重要業務の実施に不可欠な資源(リソース)の利用不可や制約を考慮していることが分かる書面等を示してください。
	推奨事項⑩ 以上を踏まえて、資源の脆弱性(ボトルネックとなる資源(リソース)など)を把握していることが分かる書面等を示してください。
2-5	目標復旧時間を重要業務ごとに設定しているか。
	<b>必須事項⑪</b> 目標復旧時間が設定されていることが分かる書面等を示してください。
	推奨事項⑫ 目標復旧時間が、達成できるかどうかの検討が行われていることが分かる書面等を示してください。
評価項目(3) 事業継続戦略・対策の検討と決定がされていること	
3-1	事業継続戦略・対策に関する検討をし、決定している。
	<b>必須事項⑬</b> 事業継続戦略・対策を有していることが分かる書面等を示してください。
	推奨事項⑭ 事業継続戦略に現地復旧が困難な場合も考慮されている場合には、それが分かる書面等を示してください。
	推奨事項⑮ 事業継続戦略・対策の実現のための事前対策の実実施計画が定められている場合には、それが分かる書面等を示してください。中長期的に取り組むべき内容でも構いません。
評価項目(4) 一定レベルの事業継続計画(BCP)が策定されていること	
4-1	不測の事態が発生しても重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための体制、対応手順が策定されている。
	<b>必須事項⑯</b> この体制と対応手順が策定されていることがわかる書面等を示してください。
	推奨事項⑰ 貴団体のBCPにおいて考慮することが推奨される事項は以下の通りです。貴団体が考慮している事項のすべてに <input checked="" type="checkbox"/> してください。 (ここで、「考慮している」とは、「内容の例示」で貴団体にも該当する事項のうち、半数以上を考慮している場合とします。)

	<p>□ 関係者の安全確保 内容の例示：避難誘導、発災後・避難後の安否確認、閉じ込め・下敷きへの対応、応急救護、初期消火など</p> <p>□ 危機事象発生時の対応体制 内容の例示：対策本部組織、指示命令系統、代行順位、緊急連絡リスト（電話番号、携帯電話番号以外の連絡手段を含むもの）など</p> <p>□ 初動の対応手順 内容の例示：要員の参集計画・手順、自団体の拠点の被害状況調査、自団体施設の二次災害の発生防止、危険物・劇毒物等の管理（該当がある場合）、電話・携帯電話（通話）ができない場合の通信、連絡手段の確保、商用電源が途絶した場合の対応、水・食料等の備蓄の活用、帰宅困難者対応（地域的に該当がある場合）など</p> <p>□ 事業継続の対応手順 内容の例示：取引先及び周辺のインフラ・ライフラインの被害状況調査、事業継続・早期復旧の意思決定手順、被災後の取引先への状況説明方法および手段、重要業務の現地復旧の概ねの手順、現拠点での復旧が困難な場合の方針または概ねの手順、重要情報のバックアップとその活用法、確保が困難となった資源（リソース）の代替確保の方針や概ねの考え方進め方など</p>
参考質問③	参考にした公的なBCPの様式があれば、それが何かを説明してください。（審査の参考とします。）
<b>評価項目(5) 事業継続に関して見直し・改善できる仕組みを有し、適切に実施されていること</b>	
5-1	事業継続に関して見直し・改善を行う仕組みを有しているか。
必須事項①	事業継続に関して見直し・改善を行う仕組みがあることが分かる書面等を示してください。
5-2	見直し・改善が実施されているか。
必須事項②	見直し・改善の実施記録（何を見直し、改善したか、その理由が明示されたもの）があることが分かる書面等を、過去2年分（最低過去1年以上）示してください。
推奨事項③	経営者が見直しに参加し、承認していることが分かる書面等を示してください。承認を行った日時・機会（例：〇〇会議の場にて）は原則として示してください。
<b>評価項目(6) 事前対策が実施されていること</b>	
6-1	事前対策が実際に行われているか。
必須事項①	事前対策が具体的に実施されてきていることを示す書面等を過去2年分（最低過去1年以上）示してください。
推奨事項②	事前対策の実施が、評価項目3の事業継続戦略・対策と整合がとれていることが分かる書面等を示してください。
<b>評価項目(7) 教育・訓練を定期的実施し、必要な改善が行われていること</b>	
7-1	事業継続に係る教育・訓練を計画に基づき定期的実施しているか。 (なお、ここでいう訓練はBCPの発動訓練のことであり、避難訓練等は該当しません。)
必須事項①	教育・訓練の計画を有していることが分かる書面等を示してください。種類、日時、場所は原則として示してください。
必須事項②	教育・訓練の実施状況が分かる記録、訓練の写真などを、過去2年分（最低過去1年以上）示してください。日時、場所、参加メンバーは原則として示してください。
必須事項③	訓練の結果を踏まえた見直し・改善が行われたことが分かる書面等を示してください。
推奨事項④	訓練に経営者（取締役または執行役員で可）が参加していることが分かる書面等を示してください。
推奨事項⑤	訓練による見直し・改善の内容を経営者が承認していることが分かる書面等を示してください。承認を行った日時・機会（例：〇〇会議の場にて）は原則として示してください。



## 【ご注意】

本稿は、2016年7月1日現在の情報に基づいて作成しています。レジリエンス認証にかかる最新情報は、内閣官房国土強靱化推進室、及び／又は、一般社団法人レジリエンスジャパン推進協議会等の関連機関より入手することをお勧めします。

## 【参考文献】

- (1) 国土強靱化貢献団体の認証に関するガイドライン（2016年2月；改訂2016年4月）、内閣官房国土強靱化推進室
- (2) レジリエンス認証に関する認証・登録実施要領（2016年4月7日制定）、一般社団法人レジリエンスジャパン推進協議会
- (3) レジリエンス認証 審査項目説明書（2016年4月7日制定）、一般社団法人レジリエンスジャパン推進協議会
- (4) レジリエンス認証の案内パンフレット、2016年6月、一般社団法人レジリエンスジャパン推進協議会
- (5) 日本再興戦略 2016、2016年6月、内閣府

インターリスク総研 事業リスクマネジメント部 事業継続マネジメントグループ  
上席コンサルタント 飛嶋 順子（トビシマ ヨリコ）

株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアランスグループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する専門会社です。  
事業継続マネジメント(BCM)に関するコンサルティング・セミナー等を実施しております。  
コンサルティングに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問合せ先、またはあいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

## お問い合わせ先

㈱インターリスク総研 事業リスクマネジメント部 事業継続マネジメントグループ  
TEL.03-5296-8918 <http://www.irric.co.jp/>

不許複製／Copyright 株式会社インターリスク総研 2016